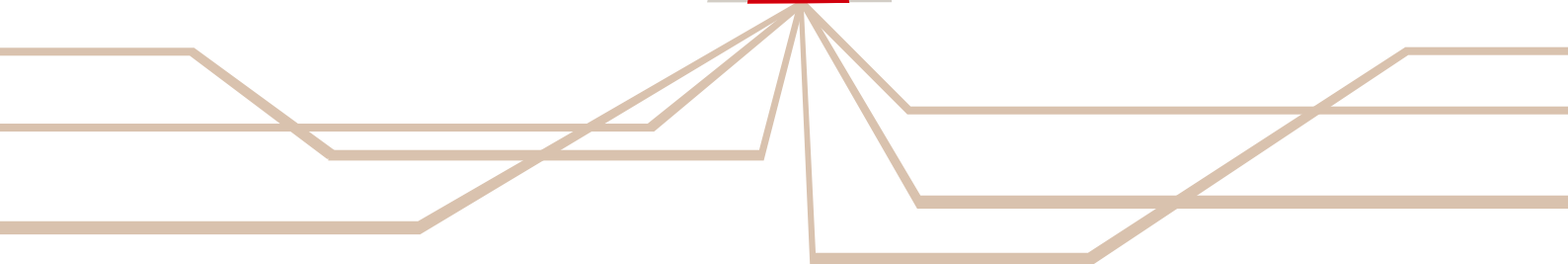


米国の労働政策

失業保険制度

11



2. 失業保険制度

2.1. 失業保険制度の概要

米国では1935年社会保障法 (Social Security Act of 1935) にもとづき、各州が失業保険法を制定することが定められている。全米50州およびコロンビア特別区に加えて、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島が連邦政府と協同で失業保険制度を運営している。

失業保険の財源は、連邦失業税と州失業税である。連邦失業税は年6.0%⁴⁵で、20週以上、8人以上の労働者を雇用する企業が支払う賃金に課されることになっているが、各州の失業保険法にもとづき当該州に州失業税を納める企業は最高90%まで連邦失業税の納付が免除される。州法にもとづき納められた失業税は、各州の失業信託基金勘定 (unemployment trust fund account) に預けられる。各州は失業給付に使用するために、同基金勘定からいつでも資金を引き出すことができる。各州は州法にもとづき、給付金額および給付期間を設定できる。

労働者が受けられる失業給付は、基準期間にもとづき算出されるが、ほとんどの州では失業給付の請求に先立つ5四半期のうち最初の4四半期が基準期間となる。週当たりの給付金額は当該労働者の賃金により異なる(上限あり)。州別の給付金額上限および給付期間上限は図表16のとおり。また、図表17は、米国の年平均失業率の推移 (1978~2017年) を示したものである。2018年7月現在、米国の失業率は3.9%で過去50年で最低の水準になっている。

なお、米国の失業保険制度については、過去に多くの州の失業信託基金が枯渇し、連邦政府から資金を借り入れて失業給付を支給することがあったことなどから、抜本的な制度の見直しが必要であるという意見も出ている⁴⁶。





1) 受給要件

細かな受給要件は各州によって異なる。受給対象は基本的に会社都合で離職した就労可能な失業者に限られるが、正当または緊急の理由による自発的な離職者(セクシュアルハラスメント被害、配偶者の転勤に伴う転居、危険な職場、医師による離職の勧め)も受給対象となる。自己都合による退職の場合は受給できない。アメリカンジョブセンターから紹介された仕事を拒否した場合、給付は停止される。その他の受給要件は以下のとおり。

- 離職前の「基準期間(12カ月)」に一定の雇用期間および一定額以上の所得がある(州によって基準は異なる)
- 働く能力および意思がある
- 積極的に就職活動を行っている
- 即日勤務を開始することができる

2) 申請方法

ほとんどの州では、オンラインでの申請を推奨している。失業したら直ちに各州の専用ウェブサイトから、または、アメリカンジョブセンターにて失業届を提出し、失業給付申請を行う。前職の就業先名、過去18カ月のすべての就業先に関する情報(就業期間、給与額、給与の支払い方法を含む)などを報告。申請から給付開始まで通常2~3週間かかる。給付開始後は、インターネットまたは電話で毎週(州によっては隔週)就職活動の進捗や所得状況について報告し、失業認定を受ける。4週間に1度、アメリカンジョブセンターを訪れ、面接を受けることを義務付けている州もある。

失業給付は、小切手、銀行口座への振込み、またはデビットカードによって支給される。最近では多くの州が小切手による支給を行わず、銀行口座への振込みかデビットカードによる支給としている。

図表 16 各州の失業給付金額上限と給付期間上限
(2018年現在)

州	2017年 平均失業率 (単位：%)	給付金額上限(単 位：USドル)	給付期間 上限 (単位：週)
アラバマ	4.4	265	26
アラスカ	7.2	370	26
アリゾナ	4.9	240	26
アーカンソー	3.7	451	20
カリフォルニア	4.8	450	26
コロラド	2.8	568	26
コネチカット	4.7	598	26
デラウェア	4.6	330	26
コロンビア特別区	6.1	425	26
フロリダ	4.2	275	12
ジョージア	4.7	330	14
ハワイ	2.4	551	26
アイダホ	3.2	410	21
イリノイ	5.0	449(個人)、 613(扶養あり)	26
インディアナ	3.5	390	26
アイオワ	3.1	447(個人)、 548(扶養あり)	26
カンザス	3.6	474	16
ケンタッキー	4.9	415	26
ルイジアナ	5.1	247	26
メイン	3.3	410	26
メリーランド	4.1	430	26
マサチューセッツ	3.7	742 + 25 (扶養する子1人につき)	30
ミシガン	4.6	362(扶養あり)	20
ミネソタ	3.5	683	26
ミシシッピ	5.1	235	26
ミズーリ	3.8	320	13
モンタナ	4.0	487	28
ネブラスカ	2.9	392	26
ネバダ	5.0	427	26
ニューハンプシャー	2.7	427	26
ニュージャージー	4.6	677	26
ニューメキシコ	6.2	425	26
ニューヨーク	4.7	430	26
ノースカロライナ	4.6	350	12
ノースダコタ	2.6	633	26

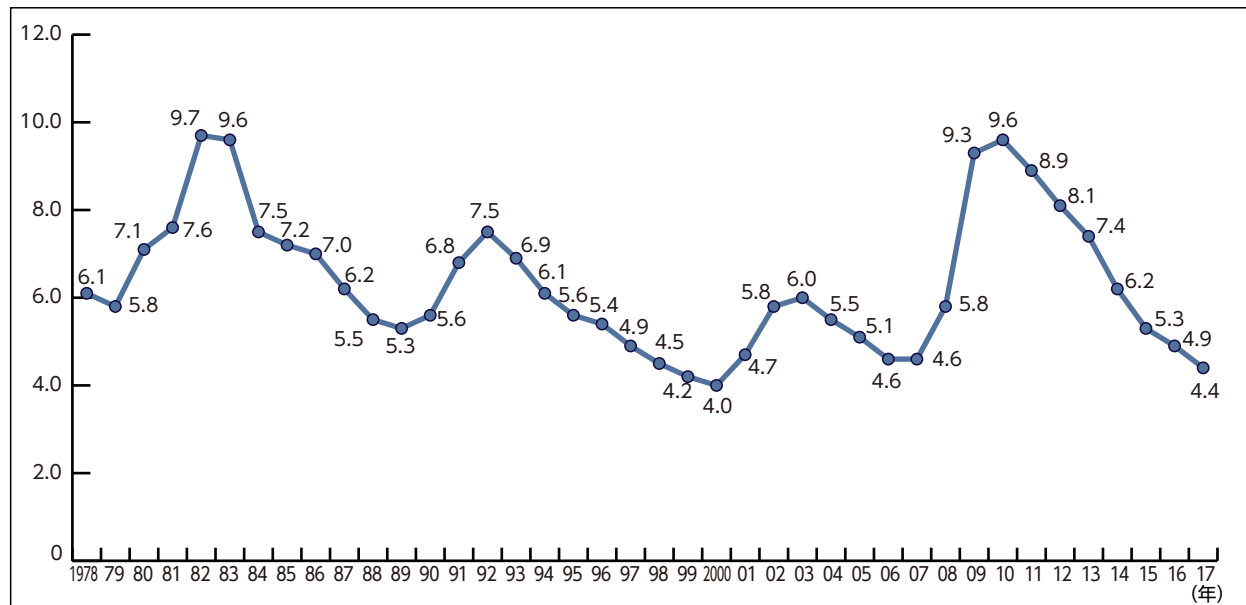
オハイオ	5.0	435(個人)、 587(扶養あり)	26
オクラホマ	4.3	505	26
オレゴン	4.1	590	26
ペンシルベニア	4.9	573 + 8 (扶養する子1人につき)	26
プエルトリコ	—	42 ~ 133	26
ロードアイランド	4.5	566	26
サウスカロライナ	4.3	326	20
サウスダコタ	3.3	345	26
テネシー	3.7	275	26
テキサス	4.3	493	26
ユタ	3.2	496	26
ヴァーモント	3.0	458	26
ヴァージニア	3.8	378	26
ワシントン	4.8	681	26
ウェストヴァージニア	5.2	424	26
ウィスコンシン	3.3	370	26
ワイオミング	4.2	471	26

出所：Bureau of Labor Statistics, "Regional and State Unemployment, 2017 Annual Average Summary," <https://www.bls.gov/news.release/srgune.nr0.htm> (last visited August 8, 2018), Center on Budget and Policy Priorities, "Policy Basics: How Many Weeks of Unemployment Compensation are Available?" <https://www.cbpp.org/research/economy/policy-basics-how-many-weeks-of-unemployment-compensation-are-available> (last visited August 8, 2018), Saving to Invest, "2017 to 2018 Maximum Weekly Unemployment Benefits by State," <http://www.savingtoinvest.com/maximum-weekly-unemployment-benefits-by-state/> (last visited August 8, 2018), 各州ウェブサイト



図表 17 年平均失業率の推移 (1978 ~ 2017 年)

(単位：%)



出所：Bureau of Labor Statistics, Department of Labor, “Labor Force Statistics from the Current Population Survey”
<https://data.bls.gov/pdq/SurveyOutputServlet> よりデータを抽出し作成

45 連邦失業税は労働者の年取のうち7,000ドルが課税対象となり、2018年8月現在の税率は6.0%である。

46 National Employment Law Project, “Unemployment Insurance: An Overview of the Challenges and Strengths of Today’s System,” September 7, 2016, <https://waysandmeans.house.gov/wp-content/uploads/2016/09/20160907HR-Testimony-Conti.pdf> (last visited August 12, 2018)

2.2. 2008 年緊急失業給付と (Emergency Unemployment Compensation 2008) 延長給付など (Extended Benefits)

1) 2008 年緊急失業給付

金融危機による雇用状況悪化を受けて、2008年6月30日に緊急措置の時限立法として制度化されたもので、州政府の予算を財源とする失業保険の給付期間が満了した長期失業者に対して、連邦政府が失業給付をさらに最長47週支給する。複数回、延長されたが、2013年12月28日をもって終了した。

2) 延長給付

1970年連邦・州延長失業補償法 (Federal-State Extended Unemployment Compensation Act of 1970) は、州において高失業が発生したときに失業給付の給付期間を最長13週から20週、延長することを定める。高失業とは、季節調整済み完全失業率の3カ月間の平均が6.5%に達し、なおかつ3年前の同期間の水準の110%以上になることをいう⁴⁷。

延長給付の財源は連邦政府が50%、州政府が50%まかなう。支給要件は州により若干異なるが、失業保険の給付期間が満了しており、積極的に就職活動を行っていることが基本要件である。給付金額は失業給付と同額で、給付期間は3カ月間の季節調整済み平均失業率が6.5%以上8%未満の州では13週、8%以上の州では20%である。2012年8月以降、同制度が適用されている州はない。

3) その他の連邦延長プログラム

上記の延長給付とは別に、連邦議会は一時的な失業給付の延長プログラムを制定することがある。これまでに制定されたプログラムは一時的失業補償 (Temporary Unemployment Compensation)、一時的延長失業補償 (Temporary Extended Unemployment Compensation)、一時的補償 (Temporary Compensation)、連邦追加給付 (Federal Supplemental Benefits)、連邦追加補償 (Federal Supplemental Compensation)、緊急失業補償 (Emergency Unemployment Compensation)、一時的延長失業補償 (Temporary Extended Unemployment Compensation)、緊急失業補償 (Emergency Unemployment Compensation) などである。

⁴⁷ Social Security Administration, “Unemployment Insurance Program Description and Legislative History,” <https://www.ssa.gov/policy/docs/statcomps/supplement/2012/unemployment.html> (last visited August 10, 2018)



2.3. 短期所得補償

(Short-Time Compensation)

短期所得補償は、失業保険制度の一環であり、レイオフを回避するための制度である。ワークシェアリングまたはシェアードワークとも呼ばれ、連邦労働省(DOL)の監督下で各州の失業保険機関が運営する。

景気後退や経済危機の際に、企業はレイオフを避けるために影響を受けた部署の全労働者の労働時間を削減し、労働時間を削減された労働者は削減分の割合に応じた給付を受け取る。給付期間は各州法によるが、通常、26週から52週である。

短期所得補償制度を導入したのは1978年のカリフォルニア州が最初で、その後、1982年にアリゾナ州とオレゴン州が導入した。また、同年、1982年課税の公平および財政責任法(Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982)に従って、各州が失業信託基金を使用して一時的な短期所得補償制度を運営することが認められるようになった。短期所得補償制度を導入するか否かは各州の判断に委ねられており、2018年現在、同制度を導入している州は28州である。

2012年中間層減税および雇用創出法(Middle Class Tax Relief and Job Creation Act of 2012)によって、州が短期所得補償制度を導入するインセンティブが与えられた。同法にもとづき、短期所得補償制度を導入する州は3年半にわたって、短期所得補償給付の100%相当分の助成を受けられる。なお、2012年から2015年間に同法にもとづき連邦の助成を受けたのは22州で、助成総額は2億6,670万ドルに上る⁴⁸。

1) 申請プロセス

細かな規定は州により異なるが、雇用主は各州の規定に一致した短期所得補償プランを導入していなければならない。短期所得補償給付申請は労働者ではなく雇用主が行い、州の承認を得る。

2) 給付金額

短期所得補償の給付金額は、当該労働者が完全に失業していた場合に支払われる失業給付の金額を基準に比例配分された金額となる。

たとえば、週40時間就労していた労働者の労働時間が20%削減され、失業した場合の失業給付金額が週当たり270ドルだとすれば、その20%の金額となる54ドルが支給される。

カリフォルニア州の場合

カリフォルニア州では短期所得補償制度をワークシェアリング失業保険プログラムと規定している。同プログラムに参加するには、雇用主が所定の「ワークシェアリング失業保険プラン申込書」に記入し、当局に郵送する必要がある。

〈雇用主の適用要件〉

- 雇用主はカリフォルニア州において事業登録をし、州雇用主口座番号を取得している
- ワークシェアリング失業保険プログラムにもとづく補償を受けるには、雇用主の全労働力またはユニットの10%以上で2人以上の労働者が労働時間または賃金の削減の影響を受けていなければならない
- 労働者の労働時間または賃金の削減は10%以上60%以下でなければならない
- 労働時間または賃金の削減を受ける労働者は健康保険の適用を継続して受ける
- 労働時間または賃金の削減を受ける労働者は退職給付プランの適用を継続して受ける
- 当該労働者が所属する団体交渉ユニット(労働組合)がワークシェアリング失業保険プログラムに参加することに同意し、申請書に署名をしている
- 雇用主は影響を受けたユニットがワークシェアリング失業保険プランの適用を受けていること、適用対象となる労働者の氏名と社会保障番号を確認しなければならない
- 雇用主はあらかじめ、当該労働者にワークシェアリング失業保険プランの適用を受けることを通知しなければならない
- 雇用主はワークシェアリング失業保険プランの適用を受けることで、何名のレイオフを回避することができたかを通知しなければならない

出所：Employment Development Department, State of California, "Work Sharing Program," https://www.edd.ca.gov/Unemployment/Work_Sharing_Program.htm (last visited August 15, 2018)

図表 18 短期所得補償制度(ワークシェアリングプログラム)を導入している州

州	労働時間削減に関する要件	給付日数(週) 上限
アリゾナ	10%以上 40%以下	26 週
アーカンソー	10%以上 40%以下	25 週
カリフォルニア	10%以上 60%以下	日数の上限なし。ただし給付総額は当該労働者の週給付金額×26 までとする
コロラド	10%以上 40%以下	18 週
コネチカット	10%以上 60%以下	26 週
コロンビア特別区	20%以上 40%以下	50 週
フロリダ	10%以上 40%以下	26 週
アイオワ	20%以上 50%以下	26 週
イリノイ	20%以上 60%以下	52 週
カンザス	20%以上 40%以下	26 週
メイン	10%以上 50%以下	52 週
メリーランド	20%以上 50%以下	26 週
マサチューセッツ	10%以上 60%以下	52 週
ミシガン	15%以上 45%以下	日数の上限なし。ただし給付総額は当該労働者の週給付金額×20 までとする
ミネソタ	20%以上 50%以下	52 週
ミズーリ	20%以上 40%以下	52 週
ネブラスカ	10%以上 60%以下	52 週
ニューハンプシャー	10%以上 50%以下	26 週
ニュージャージー	10%以上	26 週
ニューヨーク	20%以上 60%以下	26 週
オハイオ	10%以上 50%以下	26 週
オレゴン	20%以上 40%以下	52 週
ペンシルベニア*	20%以上 40%以下	52 週
ロードアイランド	10%以上 50%以下	52 週
テキサス	10%以上 40%以下	26 週
ヴァーモント	20%以上 50%以下	26 週
ワシントン	10%以上 50%以下	日数の上限なし。ただし給付総額は当該労働者の受給額上限までとする
ウィスコンシン	10%以上 50%以下	日数の上限なし。ただし給付総額は当該労働者の受給額上限までとする

* 同州プログラムは 2021 年 2 月 16 日に失効する。

出所：Office of Unemployment Insurance, Department of Labor, "The Comparison of State Unemployment Insurance Laws (as of January 1, 2018)," <https://oui.doleta.gov/unemploy/pdf/uilawcompar/2018/complete.pdf> (last visited August 15, 2018)

48 Employment and Training Administration, Department of Labor, "Implementation of the Short-Time Compensation (STC) Program Provisions in the Middle Class Tax Relief and Job Creation Act of 2012 (PL112-96)," February 22, 2016, https://oui.doleta.gov/unemploy/docs/stc_report.pdf (last visited August 15, 2018)



2.4. 自営支援

(Self-Employment Assistance)

自営支援プログラムは、1993年12月に成立した北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement) により制定された、起業により自分の仕事を創出しようとする失業中の個人を援助する制度である。同プログラムを導入するかどうかは各州に委ねられているが、導入する州に対しては連邦政府から助成が支給される。ニューヨーク州では1994年に同プログラムに関する法律が成立し、1995年4月に開始した。

このプログラムを法制化しているのはカリフォルニア州、デラウェア州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、ミシシッピ州、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、オレゴン州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、ヴァーモント州の14州だが、実際に現在もプログラムとして運用しているのはデラウェア州、ミシシッピ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、オレゴン州、ヴァーモント州の6州のみである⁴⁹。

図表 19 自営支援プログラムに関与している州 (2015 年現在)

確立した自営支援プログラムのある州	近年、自営支援プログラムを導入した州	自営支援を法制化しているが、プログラムとして導入していない州 (*は過去に導入していた州)
デラウェア州 (1996 年開始)	ミシシッピ州 (2014 年開始)	カリフォルニア州 * (1997 年まで)
ニューヨーク州 (1995 年開始)	ニューハンプシャー州 (2013 年開始)	ルイジアナ州
オレゴン州 (1995 年開始)	ヴァーモント州 (2014 年開始)	メイン州 * (2013 年まで)
		メリーランド州 * (2010 年まで)
		ミネソタ州 * (2006 年まで)
		ニュージャージー州 * (2012 年まで)
		ペンシルベニア州 * (2012 年まで)
		ロードアイランド州 * (2015 年まで)

出所：Mathematica Policy Research, “A Study of the Self-Employment Assistance Program: Helping Unemployed Workers Pursue Employment,” January 11, 2017, <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/SEA-Study-Report.pdf> (last visited August 19, 2018)

連邦法は、自営支援プログラムに参加できる人数が、州法にもとづき通常の失業給付を受給する失業者の5%以下でなければならないと定める。自営支援プログラム参加者は、毎週支給を受け取り、その金額は通常の失業給付と同額である。起業や自営になるための活動をフルタイムで行う人は失業者とみなされる。

なお2012年中間層減税および雇用創出法により、州法が認める場合にかぎって、自営支援プログラムは緊急失業給付プログラムおよび延長給付プログラムにもとづき給付を受ける長期失業者にも適用されることになった⁵⁰。

1) 資格要件

連邦法上、このプログラムによる援助を受けるには以下の要件を満たす必要がある。なお、州によっては、失業給付受給期間がある程度残っていることなどを追加要件に設定しているところもある(図表20参照)。

- 州法にもとづく通常の失業保険の受給資格がある
- 労働者プロファイリングシステムにより失業給付を使い果たす可能性が高い
- 州の自営支援活動に参加している
- 事業設立に関する活動をフルタイムベースで行っている(訓練などを含む)

(なお、失業給付受給者と異なり、自営支援プログラム利用者には就職活動要件がない)

図表 20 自営支援プログラムの資格要件

	連邦法上の要件	ニューハンプシャー州	ニューヨーク州	オレゴン州	ロードアイランド州	ヴァーモント州
通常の失業保険の受給資格がある	○	○	○	○	○	○
労働者プロファイリングシステムにより失業給付を使い果たす可能性が高い	○	○	○	○	○	○
州の自営支援活動に参加している	○	○	○	○	○	○
事業設立に関する活動をフルタイムベースで行っている	○	○	○	○	○	○
一定の失業給付受給期間が残っている		18週	13週		13週	13週
州の居住者である					○	○
過去に類似の事業を行っていない			○			
過去に自営支援プログラムを利用していない			○			
コンピューターを使える					○	
起業アイデアが明確		○	○	○	○	○
起業アイデアの実現可能性がある		○		○	○	○
起業プランの品質						○
事業形態の制限*		○	○	○	○	○
州内での事業設立			○			○

* 賭博業、不動産エージェント、企業の営業などは認められない。

出所：Mathematica Policy Research, "A Study of the Self-Employment Assistance Program: Helping Unemployed Workers Pursue Employment," January 11, 2017, <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/SEA-Study-Report.pdf> (last visited August 19, 2018)



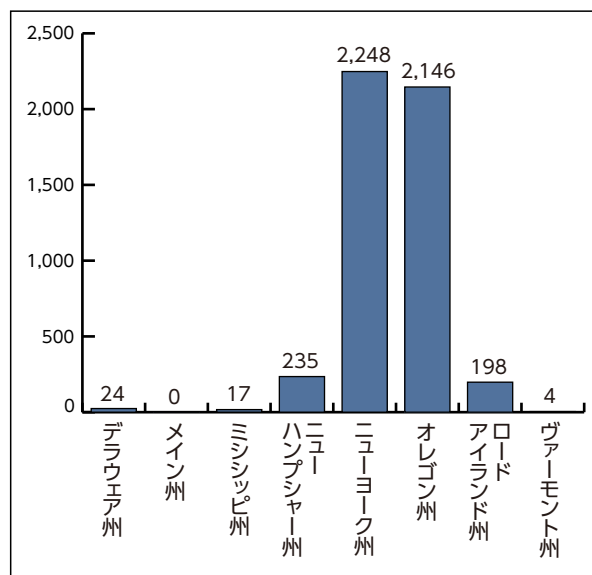
2) 給付期間

失業給付と合わせて最長26週

3) 自営支援プログラム導入州における利用状況

ニューヨーク州とオレゴン州では20年以上にわたって自営支援プログラムを運営しており、これまでにニューヨーク州で1万2,341名、オレゴン州で7,782名が同プログラムを利用している（2016年までの数字）。また、2013年1月から2015年6月の間に、当時、同プログラムを導入していた州における利用者数は4,872名だった（図表21）。

図表 21 自営支援プログラム導入州における利用者数（2013年1月～2015年6月）



出所：Mathematica Policy Research, “A Study of the Self-Employment Assistance Program: Helping Unemployed Workers Pursue Employment,” January 11, 2017, <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/SEA-Study-Report.pdf> (last visited August 19, 2018)

2013年1月から2015年6月の間に、ニューヨーク州で自営支援プログラムの申請を行った人は3,280名で、うち80.9%が認定を受けた。一方、オレゴン州では3,267名が申請を行い、65.3%が認定を受けた。オレゴン州で認定されなかった人が多かった理由は、申請者が明確なビジネスアイデアをもち、起業のための資本があることなどが厳しくチェックされるためである（図表22）。

図表 22 ニューヨーク州とオレゴン州における自営支援プログラム認定プロセス

	ニューヨーク州	オレゴン州
認定率 (%)	80.9	65.3
不認定率 (%)	19.1	34.7
不認定の理由 (%)		
失業給付期間が十分に残っていない	16.0	—
資格要件を満たしていない	42.4	16.0
事業の実現可能性が低い	—	52.0
過去に類似の事業を行っていた	11.1	—
自営が成り立つアイデアではない	—	22.9
書類不備	—	4.5
法律上の問題あり	—	4.2
その他の理由	21.9	0.5
不明	8.8	—
申請者人数 (人)	3,280	3,267

出所：Mathematica Policy Research, “A Study of the Self-Employment Assistance Program: Helping Unemployed Workers Pursue Self-Employment,” January 11, 2017, <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/SEA-Study-Report.pdf> (last visited August, 2018)

49 Mathematica Policy Research, “A Study of the Self-Employment Assistance Program: Helping Unemployed Workers Pursue Employment,” January 11, 2017, <https://www.dol.gov/asp/evaluation/completed-studies/SEA-Study-Report.pdf> (last visited August 19, 2018)

50 Office of Unemployment Insurance, Department of Labor, “The Comparison of State Unemployment Insurance Laws (as of January 1, 2018),” <https://oui.doleta.gov/unemploy/pdf/uilawcompar/2018/complete.pdf> (last visited August 15, 2018)

2.5. 災害失業支援

(Disaster Unemployment Assistance)

災害失業支援は、1988年ロバート・スタフォード災害救助・緊急事態支援法 (Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act)⁵¹にもとづく、大統領が非常事態宣言を発令した大規模な災害を原因として失職した人を援助する制度である⁵²。

1) 受給要件⁵³

大規模な災害が発生した地域において災害が原因で失職したものの、失業給付や他の賃金補償の受給要件を満たさない人 (自営を含む)。具体的には以下のいずれかの要件を満たす人は給付を受けることができる。

- 被災地で生活をしていて、働いていた、あるいは働くことを予定していた
- 災害によって交通機関や道路などが損傷または破壊され、職場に行けない
- 災害によって職場が損傷または破壊されたために働くことができない
- 災害によって怪我をしたため働くことができない
- 世帯主が災害の直接的影響で死亡し、代わりに世帯主となった
- 被災地での売上が事業の大半を占めていたため、災害後、収入がなくなった

2) 給付期間⁵⁴

給付は大規模な災害が発生した日の翌週から受け取ることができる。給付期間は災害が原因の失業が継続する間、または申請者が仕事に復職または別の仕事に就くまでの期間で、最長26週間である。

3) 給付金額⁵⁵

失業保険プログラムを運営する管轄の州法にもとづいて、給付金額 (週) が決まる。給付上限額は、各州が定める平均給付金額の50%である。

4) 財源⁵⁶

災害失業支援およびその運営費は、連邦緊急事態管理庁 (FEMA) から労働長官に支払われ、その後、労働長官から各州に支払われる。

⁵¹ 1974年災害救助法 (Disaster Relief Act of 1974) の修正法。1988年の成立後、複数回改正されている

⁵² Office of Unemployment Office, supra note 50.

⁵³ Employment & Training Administration, Department of Labor, “Disaster Unemployment Assistance (DUA)” <https://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/disaster.asp> (last visited August 22, 2018)

⁵⁴ 52と同じ

⁵⁵ 52と同じ

⁵⁶ 52と同じ



2.6. 州追加給付

(State Additional Benefits)

失業期間中、一部の失業給付を打ち切られた一定の要件を満たす人に、州独自の給付を支給するプログラムを運営する。このような給付は連邦の「延長給付」と区

別して、「追加給付」と呼ばれる。追加給付プログラムを有する州は図表23のとおりである。

図表 23 追加給付プログラムを有する州

州	名称	給付期間・金額	受給要件	その他
アラスカ	州追加給付	13 週	通常の失業保険を打ち切られ、延長給付の受給要件を満たさないために同給付を受給できない人	プログラムの失効期限なし
カリフォルニア	延長期間給付	13 週	通常の失業保険の受給要件を満たし、欠格事由に該当しないものの、失業給付を打ち切られた人	給付を受ける失業者の割合が 6%を超えたときに発動
	カリフォルニア訓練給付	最高 52 週	十分な職業スキルがなく、需要の高い職業に就くための認定訓練に登録している人	2019 年 1 月 1 日に失効
コネチカット	追加給付	13 週	連邦の延長給付の受給資格がない人	延長給付が有効となったときに発動
ジョージア	訓練延長	14 ~ 20 週	衰退しつつある職種に就いていたものの失職し、通常の失業給付（延長給付を含む）を打ち切られ、認定訓練プログラムに登録し、需要の高い職種に就く準備をしている人	直近 3 カ月の失業率が 11% 以上
ハワイ	追加失業補償	13 週	州知事が宣言を行った自然災害または人災が原因で失業し、通常の失業保険を打ち切られた人	州知事の認定が必要
	州追加給付	13 週	砂糖栽培工場の大量解雇の結果失業したマウイ島の失業給付受給者	2017 年 10 月 28 日失効
アイオワ	延長給付	13 週	雇用主が事業を閉鎖したために失業し、一定の賃金未払いがある人	プログラムの失効期限なし
	訓練延長	26 週	衰退しつつある職種に就いていたものの失職し、通常の失業給付（延長給付を含む）を打ち切られ、認定訓練プログラムに登録し、需要の高い職種に就く準備をしている人	プログラムの失効期限なし
アイダホ	訓練延長	26 週	衰退しつつある職種に就いていたものの失職し、通常の失業給付（延長給付を含む）を打ち切られ、認定訓練プログラムに登録し、需要の高い職種に就く準備をしている人	プログラムの失効期限なし
カンザス	訓練延長	26 週	認定訓練プログラムに登録し、十分な進歩がみられる人	シェアードワークプログラムの申請者は受給できない（一定期間）
メリーランド	訓練延長	26 週	認定訓練プログラムに登録し、十分な進歩がみられる人	プログラムの失効期限なし
マサチューセッツ	訓練延長	26 週	認定訓練コースに参加し、適切な雇用に就くよう支援を受けた人。コース期間中のみ支給される（TRA の資格要件を満たしておらず、通常の失業保険や延長給付を打ち切られ、その他の連邦・州給付の受給資格のない人）	コミッショナーが決定
メイン	非自発的離職者給付	26 週	「非自発的離職者」の要件を満たし、失業保険コミッションが認定した訓練に参加している人。通常の失業保険や延長給付を打ち切られ、その他の連邦・州給付の受給資格のない人	プログラムの失効期限なし
ミシガン	延長訓練または再訓練給付	18 週	(TRA 以外の) 認定訓練に参加中の人	現在は行っていない

州	名称	給付期間・金額	受給要件	その他
ミネソタ	追加給付	13 週	6 カ月平均失業率が 10% を超えている地域 (郡) で 50% 以上の労働者をレイオフした雇用主 (規模 100 人以上) に解雇された人で、復職の見込みがなく、通常の失業保険を打ち切られた人	プログラムの失効期限なし。 コミッショナーが決定
	鉄鉱石鉱山関連産業延長給付	26 週	鉄鉱石鉱山産業の仕事がなくレイオフされた場合などで、通常の失業保険を打ち切られ、TRA の資格要件を満たさない人	2017 年 6 月 25 日失効
モンタナ	追加訓練給付	26 週	衰退しつつある職種に就いていたものの失職し、通常の失業給付 (延長給付を含む) を打ち切られ、認定訓練プログラムに登録し、需要の高い職種に就く準備をしている人	プログラムの失効期限なし
ネブラスカ	訓練延長	26 週	衰退しつつある職種に就いていたものの失職し、通常の失業給付 (延長給付を含む) を打ち切られ、認定訓練プログラムに登録し、需要の高い職種に就く準備をしている人	プログラムの失効期限なし
ニュージャージー	訓練期間中追加給付	26 週	大規模な雇用削減のため働く機会をなくした、前職への復職の見込みがない非自発的離職者で、需要の高い職種に就くための訓練を受けている人	プログラムの失効期限なし
ニューヨーク	追加訓練給付	104 日	通常の失業保険 (延長給付を含む) を打ち切られ、TRA 以外の認定訓練を受けている人	プログラムの失効期限なし (基金残高による)
オレゴン	追加給付—非自発的離職者プログラム	1 ~ 26 週	延長給付の受給資格がなく、認定訓練で十分な進歩がみられない非自発的離職者	プログラムの失効期限なし (追加要件あり)
	追加給付	直近の通常失業給付申請額の 25% まで	失業保険の受給資格はあるものの、通常の失業保険を打ち切られ、連邦の延長給付など他の給付の受給資格がない人。給付を受ける失業者の割合が 4.5% 以上の場合のみ	プログラムの失効期限なし
プエルトリコ	追加給付	20 週 または 32 週	テクノロジーの発達や産業・企業・職種の衰退のために離職した人	プログラムの失効期限なし (特別な失業状況に応じて大臣が決定)
ヴァーモント	訓練延長	26 週	衰退しつつある職種に就いていたものの失職し、通常の失業給付 (延長給付を含む) を打ち切られ、認定訓練プログラムに登録し、需要の高い職種に就く準備をしている人	プログラムの失効期限なし
ワシントン	訓練給付プログラム	52 週 (通常の失業給付および延長給付分を差し引く)	障害者、低所得者、ワシントン州兵、または最近軍を除隊した人、需要の高い職種でフルタイムの訓練を受ける必要のある人	プログラムの失効期限なし

出所 : Office of Unemployment Insurance, Department of Labor, "The Comparison of State Unemployment Insurance Laws (as of January 1, 2018)," <https://oui.doleta.gov/unemploy/pdf/uilawcompar/2018/complete.pdf> (last visited August 15, 2018)より抜粋

米国の労働政策 2.失業保険制度

執筆／Keiko Kayla Oka（リクルートワークス研究所 客員研究員）

監修／村田 弘美（リクルートワークス研究所）

制作進行／開地 康子（リクルートワークス研究所）

発行日／2019年2月20日

発行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.



参考資料等に掲載しているURLは各ウェブサイトへリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

米国の労働政策

2.失業保険制度

リクルートワークス研究所
〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17
株式会社リクルート
TEL 03-6835-9200
URL www.works-i.com/